

本市における高齢者虐待防止に対する取組について

1. 背景と目的

本市においては、これまでも高齢者への支援や地域における見守りを積極的に推進してきたところであるが、平成18年4月1日に施行された「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を担うこととされた。

このため、本市の高齢者に対し、虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする、切れ目ない相談・支援体制を構築し、虐待防止に向けた円滑な対応を推進するもの。

2. 現状及び課題

平成17年度までは、高齢者の虐待を発見した際、老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者への支援の一環として、地域在宅介護支援センターや高齢福祉課が中心となり、ショートステイや介護保険サービス等の導入を図るなどして個別に対応してきた。

【栃木県「家庭内における高齢者虐待の把握状況調査結果」(平成15年度実施)より】

156件(宇都宮市では22件報告)の虐待と思われる事例が報告された

< 被虐待者 >

- ・ 75歳以上の後期高齢者が78%を占め、女性が全体の81%を占める
- ・ 要介護者(要介護1～5)が全体の80%を占める

< 虐待者 >

- ・ 息子(35%) 嫁(21%)で全体の過半数を占める

今後、後期高齢者及び要介護者の増加に伴い、養護者による高齢者虐待の増加が予想されることから、高齢者虐待に対し、関係機関等と連携して速やかな対応を図る必要がある。

3. 取組内容

「予防・早期発見」「相談・支援」「対応」の3つの柱を基に、市、地域包括支援センター、関係機関・団体、地域が一体となって、協力・連携を図り、高齢者の虐待防止に向けた取組を推進するもの。

・・・ **別添** 「宇都宮市における高齢者虐待防止に対する取組について」参照

予防対策の推進・早期発見
相談支援体制の確立
関係機関等との連携強化
関係者用対応マニュアルの策定
対応職員の資質の向上

4. 今後のスケジュール

- ・ H19.2月～ マニュアルの配布（関係機関等）
啓発チラシの配布（地区回覧）
- ・ H19年度 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催
高齢者虐待防止講演会の開催（一般市民対象）
啓発パンフレット等の配布